

神奈川県ダンススポーツ連盟  
専門部及び委員会規程

第1条（目的）

この規程は、神奈川県ダンススポーツ連盟の業務執行を担当する専門部について定める。

第2条（専門部の設置）

理事会は、業務執行の必要性を判断して専門部をおくことができる。

第3条（専門部の構成）

専門部は、加盟団体から派遣された部員によって構成される。

原則として、加盟団体は、専門部に部員を1名派遣する。

ただし、加盟団体の事情により部員派遣ができない場合には、専門部への派遣を見送ることができる。また運営上必要な時は、部員を増員することができる。

第4条（部長及び副部长）

専門部の部長1名、及び副部长若干名は、部員の互選により選出される。

第5条（専門部員の任期）

専門部の部員及び部長、副部长の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

任期途中で辞任者が出た場合、第3条に該当する場合を除き、派遣元の加盟団体が補充しなければならない。その場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条（専門部の名簿）

専門部は、部員名簿及び部長、副部长の名簿を理事会に提出し、承認を得なければならない。

第7条（本部専門部への派遣）

（公社）日本ダンススポーツ連盟の専門部への派遣部員は、理事会の承認を得て、原則として専門部の部長がこの任にあたる。

第8条（報告）

専門部の部長は、専門部の会議及び業務執行報告及び本部専門部会議の報告を理事会に行わなければならない。

第9条（支援）

理事会は、専門部の業務執行に対し、助言及び支援を行なう。

第10条（業務経費の支給）

専門部の業務執行に伴う経費は、当連盟が支払う。

会議の交通費は、派遣元の加盟団体毎に部員1名までは当連盟が支払い、それを超える部員については派遣元の加盟団体が支払う。

第11条（規程の改廃）

この規程の改廃は、理事会の決議を受けなければならない。

附則

1. この規程は2021年6月7日から施行する。

2. 規程各条文の専門部のところは専門部及び委員会と読み替えて運用する。